

# 長与第二中学校部活動後援会規約

## 第1条 (名称および事務局)

本会は、長与町立長与第二中学校部活動後援会と称し、事務局を長与第二中学校に置く。

## 第2条 (目的)

本会は、長与第二中学校生徒の自主活動を助長援助し、中学校としての健全な心身の発達を図るとともに、健全な社会人としての育成に寄与することを目的とする。

## 第3条 (事業)

本会は、会の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 部活動設置に関すること。
2. 顧問及び外部指導者の活用に関すること。
3. 部活動指導に関すること。
4. その他、本会目的に必要な事項に関すること。

## 第4条 (会員)

本会は、部活動に参加を希望する生徒の保護者、およびこの会の主旨に賛同する者をもって構成する。

## 第5条 (役員)

本会は、次の役員をおく。

○会長 1名      ○副会長 2名      ○部長・副部長 各部1名  
○庶務 若干名      ○会計 2名      ○監査 2名      ○顧問 校長

## 第6条 (役員の仕事)

本会の役員は、次の仕事を行う。

1. 会長は、会務を総理し本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときには代理を務める。
3. 部長は、部の活動全般を総括する。
4. 庶務・会計は、本会の庶務および会計を行う。
5. 監査は、本会の業務および総理を監査し報告を行う。
6. 顧問は、学校教育との関連において会に助言する。

## 第7条 (役員の仕事)

本会の役員の仕事は、1年とし再任は妨げない。任期が過ぎても後継者が決定するまでは、その任にあたるものとする。

## 第8条 (役員の仕事)

1. 会長は、長与第二中学校 PTA 会長が兼務する。
2. 副会長は、長与第二中学校 PTA 副会長とする。
3. 各部の部長・副部長は、各部の会員から互選し会長が委嘱する。
4. 庶務・会計は会長が委嘱する。
5. 顧問は、会長が委嘱する。
6. 監査は、PTA監査を会長が委嘱する。
7. 会長・副会長 (PTA兼務)・庶務・会計については、4月改選とする。

第9条 (部の構成)

1. 各部は、部員の保護者で構成する。
2. 各部には部長・副部長・会計を各1名おく。
3. 部顧問として、学校職員を各部におく。
4. 部顧問は、部長と連絡を密にし、部員の指導助言にあたる。

第10条 (会 議)

1. 総会は、年度当初に開き役員・決算・予算・規約改正・その他必要事項を決める。必要に応じ、会長は臨時に総会を招集することができる。
2. 理事会は、会長・副会長・庶務・会計・各部長で構成し会長がこれを招集し、会の運営事項を協議する。
3. 部会は、必要に応じ部長が招集することができる。ただし、事前に会長に承認を得ることとする。

第11条 (会 計)

1. 本会の経費は、会費ならびに寄付金とする。
2. 会費は、部活動に加入する生徒の保護者、及びこの会の主旨に賛同する者で納入する。
3. 会費の年額は、総会で決定する。
4. 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第12条 (予算・決算)

本会の予算は、総会において議決し、決算は監査を経て総会に報告し承認を得るものとする。

第13条 (規約改正)

本会の規約改正は、総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

第14条 (その他)

本会の運営の細部にわたる事項は、本規約に反しない範囲において理事会の承認を経て、内規および細則として会長がこれを決める。

第15条 (発 効)

本規約は、昭和56年5月1日より実施する。

【 注 】

平成 元年	10月 7日	一部改正
平成 3年	4月 1日	一部改正
平成 7年	4月25日	一部改正
平成29年	4月27日	一部改正
令和 5年	4月28日	一部改正

# 長与第二中学校部活動後援会細則 (案)

この活動細則は、規約第14条に基づき部活動に必要な事項を定める。

## 1. 部活動設置基準

- ① 部の新設および廃止については、検討委員会をつくり検討する。
- ② 構成委員を会長、副会長、校長、教頭、部活動・中体連担当とする。
- ③ この会は会長が招集し、検討委員会で検討したものを、同総会で決定する。

## 2. 部活動の規定

### (1) 顧問

顧問は、本校職員とする。

### (2) 外部指導者

- ① 運動部の外部指導者はNSC（長与スポーツクラブ）と指導者契約を交わした者とする。
- ② 運動部の外部指導者は、日本スポーツ協会公認資格を有する者又は長与町教育委員会が開催する講習会を受講した者とする。
- ③ 外部指導者を委嘱する場合は、顧問および部長の申し出により会長は校長と相談し適当と認められた場合、連名で委嘱することができる。委嘱期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

### (3) 活動

- ① 部活動におけるすべての活動は、学校教育活動の一環として行うものとする。
- ② 部員（生徒）は、活動内容を顧問と話し合い、年間計画を立て、規則正しく活動を継続する。
- ③ 社会教育団体や協会主催の競技会・発表会への参加率は会員が行うことを原則とする。
- ④ 積極的に地域の行事やボランティア活動に参加し地域貢献に努める。（町民一斉清掃、町民運動会等）

### (4) 活動時間

- ① 部活動は、平日の活動は定められた開始時間からの2時間までとし、下に示された下校時間を守るようにする。文化部は、活動時間を確保するため、週に1日「部活動の日」を設け、その日のみ3時間の活動を許可する。

通常時の活動終了時刻は、日没時刻との関連で次の通りとする。

月	完全下校時間	月	完全下校時間
4	18:30	10	18:00
5	18:30	11	17:30
6	18:30	12	17:30
7	18:30	1	17:30
8	別途記載	2	18:00
9	18:30	3	18:30

注1) 完全下校時間には正門を出ること

注2) 長期休業中については、別に定める。

- ② 定期試験前及び期間中は部活動のすべての活動を停止する。
- (ア) 期末・学年末試験・・・7日前からテスト終了日まで活動を停止する。
  - (イ) 実力試験等・・・3日前からテスト終了日まで活動を停止する。
- ※全国学力調査については(イ)に準ずる。
- ※ただし、学校名を使用する大会(県大会を基本とする)や昇段試験等に限り、希望する場合は、学校長の許可、承諾を受けて活動を行う。

- ③ 運動部は、平日2日以上以上の休養日を設ける。
- ④ 文化部については、平日5日間の活動とする。コンクールやコンサート、地域行事についてはその限りではない。

(5) 服装・身なり

- ① 活動時の服装・履物は、各部で定めたものとする。
- ② 通常の下校時の服装は原則として制服または体育時の服装とする。  
(ただし、各部で定めたユニフォームなどは、顧問の承諾を得て使用することができる。)

(6) 施設・用具

- ① 施設は、学校の施設を開放し、主な用具は学校の用具を使用する。  
(ただし、破損や不備が生じた場合は、各部が責任を持って処置をすることとする。)
- ② 各学校施設の使用規定については、別に定める。

(7) 傷害の保証

万一事故が発生した場合、日本スポーツ振興センターの保障する範囲内で善処する。

(8) 入退部手続き

- ① 入部の際は、所定の「入部届」を提出する。
- ② 1年生は、生徒会の部活動紹介以降の見学・体験期間に、制服または体操服で17時30分まで見学・体験することができるものとする。(但し、見学の際は、顧問の承諾を得る。)
- ③ 1年生は、入部届を顧問に提出し次第、活動に参加できるものとする。
- ④ 退部、転部の際は、顧問に退部届等を提出する。ただし、必要に応じて顧問および関係者と協議を行う

(9) 規約の運用と改訂

- ① 本規約の運用と改訂は、部活動後援会があたる。
- ② 本規約に反する行動をする部員、中学生としてふさわしくない状態(著しい問題行動、学力低下など)にある部員に対しては、生徒指導部会を経て、対象部員の活動の一時停止、あるいは退部を決定することがある。
- ③ 本規約に反する活動をする部活動については、協議会を経て、活動の停止、あるいは廃部を決定することがある。

(10) その他の申し合わせ事項

- ① 部員は、規約を守り活動を円滑にする。
- ② 更衣は、各部で決められた場所で速やかに行い、校舎内に残らない。
- ③ 部活動中の軽い傷害については、各部活動で常備の救急箱を使用する。
- ④ 活動後は整備、後始末、戸締りをしっかり行う。
- ⑤ 活動中の傷害については、各部顧問が責任を持って処置する。また、顧問会や関係委員会で報告し、再発防止に努める。(応急手当、学校長・保護者・担任との連絡、医療機関への手続き、スポーツ保険の手続き等)
- ⑥ 部活動顧問と学級担任との連絡を密にし、部員の活動を適正にする。
- ⑦ 長崎県中学校体育連盟の「出場選手心得」に記されている事項について、大会参加時だけでなく、日常から徹底すること。

3. 会計

(1) 会費

- ① 会費は期限内に 500 円を納入するものとする。
- ② 会費は返還しないことを原則とする。
- ③ 転部の場合は再度納入する必要はない。
- ④ 退部する時は退部届を、転部する時は転部届を、顧問を通じて部活動担当に提出する。

(2) その他

- ① 運動部指導者謝礼金は、20,000 円とする。
- ② 残金は、各部の活動費等にあてることができる。

【 注 】 この規定は、昭和 56 年 5 月 1 日より実施する。改廃は理事会で決める。

平成 4 年	4 月 23 日	一部改正
平成 7 年	4 月 25 日	一部改正
平成 20 年	5 月 17 日	一部改正
平成 22 年	4 月 13 日	一部改正
平成 26 年	4 月 24 日	一部改正
平成 29 年	4 月 27 日	一部改正
平成 30 年	4 月 27 日	一部改正
平成 31 年	4 月 26 日	一部改正
令和 5 年	4 月 28 日	一部改正
令和 6 年	4 月 26 日	一部改訂